

平成 27 年度 第 3 回鹿児島地方最低賃金審議会

- 1 日時 平成 27 年 8 月 12 日 (水)  
午後 3 時 58 分～午後 4 時 37 分
- 2 場所 鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 4 名  
使用者代表委員 5 名
- 4 議題 (1) 平成 27 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について  
(2) その他
- 5 議事要旨 (1) 鹿児島県最低賃金専門部会の「現行の最低賃金 678 円を 16 円引き上げて 694 円とするのが適当である。」との改正決定に関する部会長報告及び審議会経過報告の説明が行われた。  
同報告について審議がなされたが、全会一致に至らなかったため、採決が行われ、賛成多数で同報告のとおり可決され、鹿児島労働局長に答申された。  
(2) 労働者委員から「最賃の額を知らないという意見もあり、労働局には最賃周知の徹底を進めていただきたい。街頭でのチラシ配りなど審議会委員にも協力をいただきたい。」との意見があった。